く電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加)のよくあるご質問>

1 住民税非課税世帯について

(1) 令和5年度住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税 (所得割非課税) 世帯

O 給付金の支給対象となる条件とは。

A 令和5年度住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税(所得割非課税)世帯に対する給付は、以下の①から③をすべて満たす世帯について支給対象となります。

- ① 令和5年12月1日に小金井市に住民登録がある世帯であること
- ② 令和5年12月1日の住民登録上の世帯に属する全ての世帯員が令和5年度住民 税(均等割)非課税または住民税(均等割のみ)課税であること
- ③ 世帯員の全員が、住民税(所得割)が課税されている方に扶養されている方からなる世帯ではないこと
- ※ ③について、例えば、親(所得割課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(所得割課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)は支給対象外となります。

O 支給対象と思われる世帯への「確認書」または「申請書」はいつ送られてきますか。

A 「確認書」は令和6年1月下旬に発送する予定です。こちらは、世帯の全ての方が、令和 5年1月1日以前から小金井市にお住まいの場合を発送の対象としています。

また、世帯の中に令和5年1月2日以降転入された方がいる場合は、「申請書」を提出していただく必要があります。「申請書」は、対象と思われる世帯に対して、令和6年2月上旬以降、順次発送いたします。

Q 令和5年度住民税均等割のみ課税(所得割非課税)世帯への「申請書」はいつ送られてきますか。

A 「申請書」は令和6年2月上旬以降、順次発送する予定です。こちらは、世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から小金井市にお住まいの場合を発送の対象としています。

また、令和5年1月2日以降転入された方がいる場合は、<u>小金井市から申請書は送付いたしません。</u>申請書の様式は、下記の窓口に設置するほか、市ホームページからダウンロードができます。必要事項を記入の上、添付書類とともに下記の窓口にご提出ください(郵送可)。

【相談・受付窓口】小金井市前原暫定集会施設1階(小金井市前原町3-33-27) 【コールセンター】TEL:042-316-1220

- Q 令和5年12月2日以降に小金井市から転出しました。小金井市では令和5年度住民 税均等割非課税世帯でしたが、どの市町村から支給されますか。
- A 令和5年12月1日時点で住所登録のある市町村から支給されます。この場合は、小金井市から支給となりますので、小金井市から支給のお知らせ、確認書または申請書を発送いたします。通知が届いてこない場合はコールセンターにお問い合わせください。
- Q 基準日の翌日(令和5年12月2日)以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取扱いとなりますか。
- A 以下の場合が考えられます。
 - ① 確認書または申請書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合
 - ア 複数人いる世帯
 - … 他の世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請の上、受給することができます。
 - イ 単身世帯
 - … 支給されません。
 - ② 確認書または申請書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合 当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに相続の対象となります。
- Q 基準日の翌日(令和5年12月2日)以降に世帯分離をした場合、給付金はどうなりますか。
- A 世帯は、基準日(令和5年12月1日)において判定するため、令和5年12月2日 以降に世帯分離をしても給付金の対象にはなりません。また、一度給付を受けた世帯で、その 後に世帯分離した場合も、再度受給することはできません。
- Q 令和5年度住民税均等割のみ課税(所得割非課税)世帯であることの確認方法は。
- A 申請者(世帯主)の「令和5年度住民税課税決定通知書」または「令和5年度住民税納税通知書」において、市民税・都民税の所得割額の欄が0円であることをご確認ください。 なお、申請の際は、添付書類として上記通知書の写しが必要となります。

2 家計急変世帯について

- Q 給付金の支給対象となる家計急変世帯とは何ですか。
- A 予期せず令和5年1月以降の家計が急変した世帯で、世帯員それぞれの令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入または所得を12倍し、合計額が住民税均等割のみ課税(所得割非課税)相当(本ホームページの別表1参照)になる世帯のことです。 なお、住民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外となります。
- **Q** 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定するのですか。
- A 世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税均等割のみ課税 (所得割非課税) 水準に相当する収入であることを確認します。
- Q 定年退職により収入(所得)が減少し、令和5年度住民税均等割のみ課税(所得割非課税)相当の水準となる場合、家計急変世帯に該当しますか。
- A 該当しません。定年退職による収入の減少や年金が支給されない月、または、事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは「予期せず家計が急変」に該当しないため、当該月を任意の1か月として申請することはできません。
- Q 令和5年度の住民税は課税されていますが、子どもが生まれたことにより、収入の減少はない ものの令和5年度の住民税が非課税相当の水準となる場合、家計急変世帯に該当しますか。 A 該当します。この場合、予期せず家計が急変した世帯として判定します。
- **Q 「任意の1か月」は、令和5年1月から令和5年12月までであれば、どの月を選定してもよいですか。**
- A 令和5年1月から令和5年12月までであれば、どの月を選定しても構いません。
- O 1年のうち収入月が特定の月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。
- A 例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入 を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず収入が減少したわけではな いため、支給要件を満たしません。

3 その他(上記1・2に関する共通事項)

Q「世帯」とはどのような状況のことですか。

A 主として家計と住居を同じくする人々からなる集団の事です。 一人暮らしの場合は、一人世帯になります。

Q 「住民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外となります」とされていますが、具体的にはどのような世帯ですか。

A 以下の世帯があげられます。

- ・単身赴任の方(所得割が課税)に扶養されている家族のみの世帯(非課税)
- ・親(所得割が課税)に扶養されている大学生などの単身世帯(非課税)
- ・子(所得割が課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)

Q 窓口で手続きを行うことはできますか。

A 原則、郵送でのご提出をお願いしていますが、申請期間中は、前原暫定集会施設 1 階において窓口を設けています(午前 9 時から午後 5 時まで、土曜・日曜・祝日を除く)。

なお、市役所の窓口では受付を行っておりませんのでご注意ください。

Q 手続きや確認書・申請書の記入方法がよく分かりません。 どこに問い合わせをしたらよいですか。

A 小金井市価格高騰重点支援給付金コールセンター(042-316-1220)にお問い合わせくだ さい。

Q 住民税均等割非課税(または均等割のみ課税)世帯向けの給付と家計急変世帯向けの 給付を両方受けることはできますか。

A いずれかの給付を受けた世帯は、給付の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。

O この給付金は課税対象となりますか。

A 課税対象にはなりません。

O 確認書(または申請書)を送付しましたが、給付金の振込はいつ頃になりますか。

A 不備のない確認書(または申請書)を受理した日から、おおむね30日後を予定しています。 振込後に、振込決定通知書を送付します。

Q 給付金の振込は、どのように通帳に印字されますか。

A 給付金の振込名は、「コガネイシカカクコウトウジュウテンシエンキユウフキンツイカ」です。金融機関によっては、途中で振込名が切れてしまう場合がございますが、ご了承ください。